

## 第1回ワークショップで出た主な意見と区からの回答 ～西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討～

第1回ワークショップ（4月20日開催）では、皆さまから多くのご質問・ご意見をいただきました。その中で、特に多くの方からいただいたご意見を中心に回答します。

**Q① 施設の老朽化とはどのような基準で判断して、改築や改修を決めているのですか？**

**A① 区では、財政負担の軽減・平準化の観点から、築年数が経過した建物を一律に改築するのではなく、健全な建物については改築時期を80年程度まで延ばすなど、施設の長寿命化に取り組んでいます。施設の長寿命化の考え方は以下の通りです。**

### 【一般施設】

- 区立施設長寿命化方針において、建物の目標使用年数の目安を建築から80年と決めています（建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）における鉄筋コンクリート造の目標使用年数の上限を踏まえています。）。
- 区では、1981年に改定された建築基準法で定める耐震基準で建てられた建物（新耐震基準の建物）、又は改定前の建築基準法で建てられた建物（旧耐震基準の建物）の内、耐震性が確保されており、かつ建物に著しい劣化の進行が認められない建物を基本に、長寿命化への取組を進めています。
- ただし、建物の状況とは別に、施設の特徴から次のように長寿命化の取組ができない、または適さない施設もあり、こうした施設は建物の状態を踏まえ建築から50～60年を目安に改築することを原則としています。

#### ・長期間の休園・休館ができない施設

長寿命化改修を実施する際には、一般的に長期間にわたる施設の休園・休館や、代替運営場所の確保が必要ですが、それらが困難な施設については、併設する施設がある場合はその施設も含め、長寿命化の対象から除きます。

#### ・比較的小規模な施設

長寿命化改修によるレイアウト変更等に対応しづらい、施設規模が小さいと経費の単価が上昇するため費用対効果が得にくくなるなどの理由により、延床面積1,000㎡を目安に、これに満たないような比較的小規模な施設については、原則として長寿命化の対象から除きます。

- 長寿命化の適否に関するフローは別紙1の通りです。なお、これらのほか、行政需要への対応や周辺施設の再編整備の状況、経済性や財政負担の平準化などの観点も踏まえ、改築・長寿命化する建物を総合的に判断しています。

## 【学校施設】

○区立学校施設整備計画（第2次改築計画）において、区立施設長寿命化方針において示している、築80年で改築することを目標としています。その上で、改築校・改修校の考え方を以下の通り整理しています。

### ○改築校

「長寿命化判定フロー」（別紙2）で「改築」として判定された建物を基本に、以下の基準で選定。

- ・築年数が古いもの、施設の劣化状況から選定
- ・「区立小中学校の新しい学校づくり推進基本方針」により改築が必要となる場合
- ・他施設との複合化等に合わせて改築が必要となる場合
- ・児童・生徒数の増加等に伴う、教室確保が必要となる場合
- ・その他、行政需要等により、改築することが妥当と認められる場合

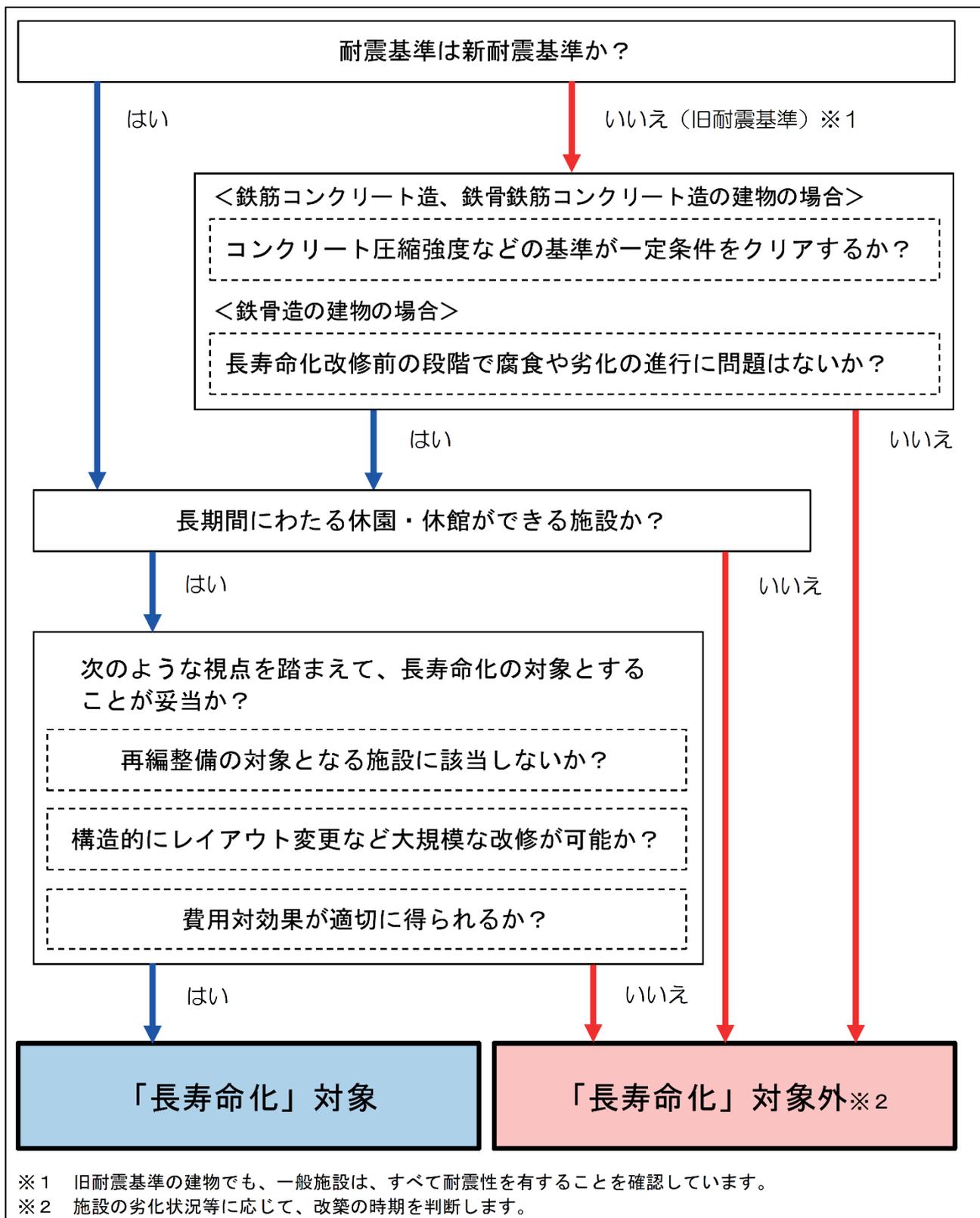
### ○改修校

「長寿命化判定フロー」（別紙2）で「長寿命化」として判定された建物を基本に、以下の項目により選定。

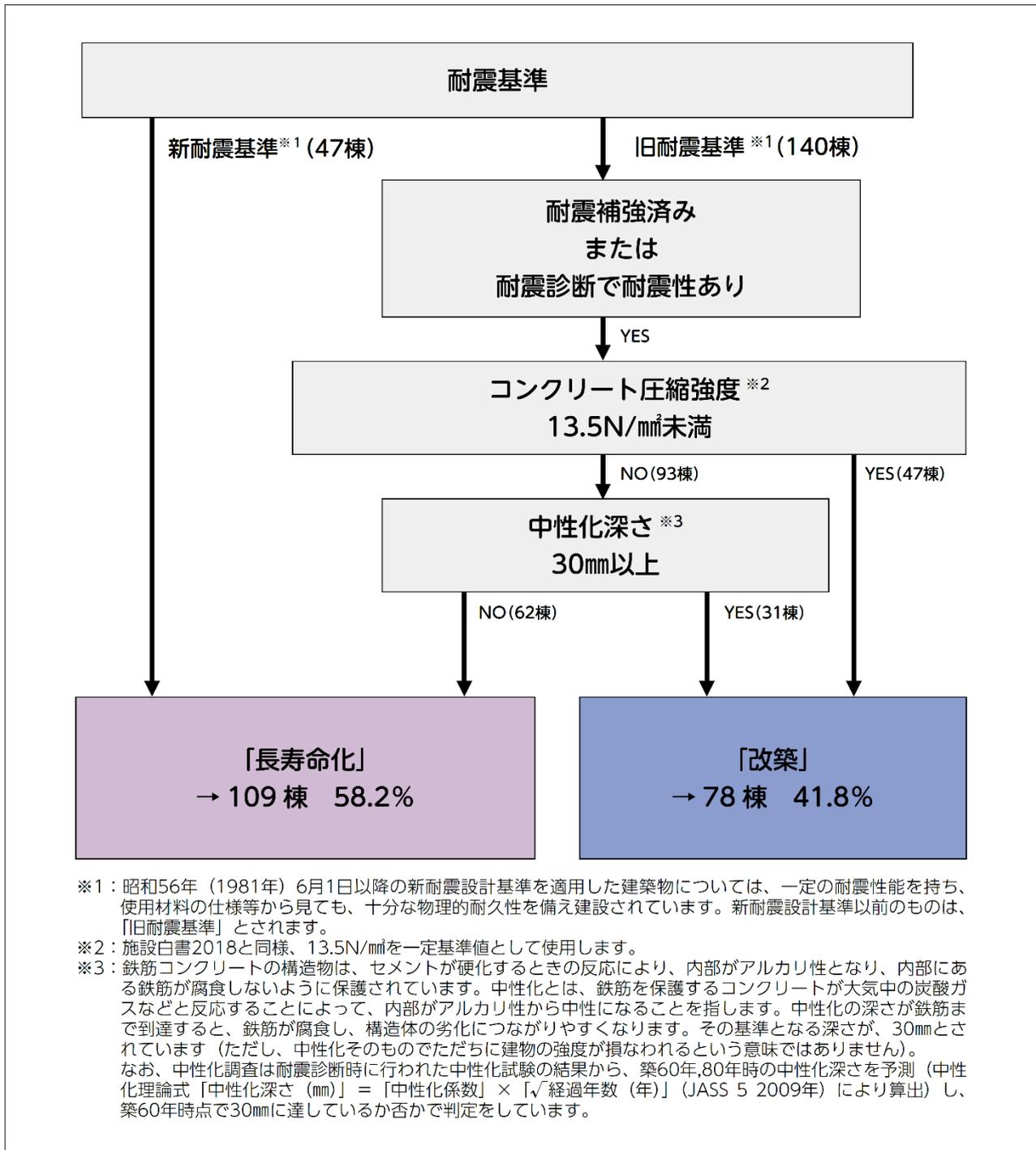
- ・主要な校舎棟の判定結果に基づき、築20年・40年・60年の節目に当たる学校から中規模修繕校、長寿命化改修校を選定。

○改築校に選定された学校については、遅くとも築後65年までに改築することとし、区立学校施設整備計画において、今後の改築・改修候補校（令和3年～13年度）を選定しています。

別紙1 一般施設の長寿命化判定フロー



別紙2 学校施設の長寿命化判定フロー



Q② 建物の配置を考える上でのポイントを教えてください。

A② 施設の老朽化の状況や利用状況などの基礎的な情報のほか、建築上の規定や敷地面積等の条件を整理しながら、全体最適・長期最適の視点を踏まえて考えていきます。

今回と次回のワークショップでは、各施設の目指す姿や建て替える場合の課題等をお伝えするとともに、施設整備において大事にしたいことや大切にしたい視点を参加者の皆さんと考えていく予定です。それらの意見を踏まえ、区が複数の配置プランの案（たたき台）を示しながら、参加者の皆さんと検討を進めていきますが、ポイントの例は以下の通りと考えています。

○検討ポイントの例

- ・「地域の課題解決」や「まちの魅力向上」に必要な施設は何か
- ・その施設の将来的な「需要」はどうか
- ・「改築」か「改修」か
- ・現在地で行う「現地改築」か他の場所に移る「移転改築」か
- ・1つの土地・建物に複数の施設を集合させる「複合化」や1つの施設に複数の機能を持たせる「多機能化」を行うか
- ・「高齢者の居場所の確保」、「多世代が地域におけるつながり作りや活動を行うための場や機会の確保」、「すべての子どもの成長段階に応じた多様な居場所の確保」などが図られているか

○なお、例えば現地改築する場合は休館・休園が生じたり、それを防ぐために代替場所を確保する、移転改築する場合は現在地から距離が遠くなる場合がある、等、上記ポイントにはメリット・デメリットがある場合もあります。そうしたことも踏まえながら検討していくことが必要であると考えています。

Q③ 西宮中学校の隣の宮前児童館は、なぜ検討対象に含まれないのですか。

A③ 本ワークショップ内での宮前児童館の取り扱いは以下の通りと考えています。

○平成 26 年度以降、段階的に進めてきた児童館再編の取組については、児童館を存続すべきなど計画に対する様々な意見があったことから、令和 4 年度に、休止が困難なものを除き基本的には取組を一旦休止し、これまでの取組を検証しました。

○この検証結果において、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域の皆さんの意見を幅広く聴きながら、令和 6 年度中を目途に、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定することとしました。

○宮前児童館については築 54 年と、建物としては改築を検討する時期を迎えています。児童館の今後の方向性についてはこの基本方針で明らかにすることとしており、現在、検討を重ねているところです。今後、基本方針の素案等が示される予定ですので、その状況を見極めながら、宮前児童館の取り扱いを検討していきます。